

児童扶養手当について

児童扶養手当は、日本国内に住所があつて、次のいずれかに該当する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を監護している父または母、父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

請求者（児童を監護している父または母、養育者）および同居している扶養義務者など（請求者の親や兄弟など）の所得制限により、手当の一部または全部が支給停止となる場合があります。

【支給対象となる児童の要件】

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害の状態にある児童。
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童。
- 母が婚姻によらないで出産した児童。
- 父母ともに不明である児童。 など

【手当の額（平成30年4月から）】

児童の数	全額支給の場合（月額）	一部支給の場合（月額）
児童1人のとき	42,500円	42,490円から10,030円の範囲
児童2人のとき（加算額）	10,040円	10,030円から5,020円の範囲
児童3人のとき（加算額）	3人目から児童1人増すごとに6,020円を加算	3人目から児童1人増すごとに6,010円から3,010円を加算

【手当の支給日】

手当は認定を受けると、請求した日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、12月（原則として各月とも11日）の年3回、支給月の前月までの分が指定した金融機関の口座に振り込まれます。

【一部支給停止措置について】

児童扶養手当支給要件に該当した日から7年、または、受給開始から5年のいずれか早い方の期間が経過した際、就労などが困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲が見られない場合、手当の2分の1が支給停止になります。

ただし、就業・求職活動中などの場合は、所定の届出を行えば、一部支給停止にはなりません。

上記の届出については、対象者に事前にお知らせしますので、定められた期間内に届出を行ってください。届出が遅れると、5年等が満了する月の翌月分から一部支給停止になりますのでご注意ください。

※児童扶養手当の請求手続きなどについては、担当までお問合せください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

青森県インターネット公売実施中

県では、ヤフー株式会社が運営するインターネットオークションを利用して、県税滞納者から差し押さえした財産の売却を行う「インターネット公売」を実施しており、不動産をはじめ、自動車や貴金属、携帯型ゲーム機などが公売の対象となり、落札されています。

青森県以外にも全国の地方自治体から多数出品されていますので、ぜひご参加ください。公売に参加するためには、ヤフー株式会社のIDを取得し、メールアドレスの認証が必要になります。

詳しくは、県税ホームページ（<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>）をご覧ください。地域県民局県税部までお問合せください。

【お問合せ】 下北地域県民局県税部 納税管理課 ☎ 22-8581（内線210、211）